

日本労働年鑑 第57集 1987年版
The Labour Year Book of Japan 1987

第三部 労働組合の組織と運動

IV 権利闘争

1 中労委対策会議の結成

総評、総評弁護団、各地労委・中労委の労働者委員などが中心となって、八六年五月一四日中労委対策会議が結成された。

対策会議は最近における中労委の審理の著しい遅延と救済命令の後退にたいし、その改善をはからなければ労働委員会の団結権救済機能が失われかねないとの認識のもとに、「中労委の現状を改善し、法の定める団結権擁護機関としての役割を果たさせることを目的」としてつくられたもので、「ニュースの発行等の宣伝活動、中労委、労働省等への要請活動、研究会、シンポジウム開催等の研究活動その他をおこなう」としている。

対策会議は六月一三日中央労働委員会にたいし、一一月一四日労働大臣にたいし、申し入れをおこなった。
中労委会長宛の申し入れの内容はつぎのとおり。

労働委員会は団結権の侵害にたいする救済機関である。不当労働行為にたいする救済機関が行政委員会として設置されたのは、団結権を不法に侵害された労働者、労働組合を簡易かつ迅速に救済することをめざしたからにほかならない。

ところが、昨今の労働委員会の状況は、審理の長期化などにみられるように、右の労働委員会の設立趣旨に大きく背馳しているといわざるをえない。とくに貴委員会の審査の長期化は、かねてから指摘されていたにもかかわらず、改善の跡がみられず、各地から上京することについての重い負担とともに多くの労働者の憤りすら招く状況に至っている。

そもそも、再審査という性格からして、結審後命令交付まで数年間を要するなどということはおよそ常識では理解しがたいところである。さらに、昨今の貴委員会の命令には、事実認定および判断内容の両面において、十分な合理的根拠を示すことなく初審命令を労働側に不利益に変更する例が少なくないこともきわめて遺憾である。

われわれは、このような貴委員会のあり方について検討した結果、今般、総評、総評弁護団、中労委継続事件の関係単産単組が中心になって中労委対策会議を結成することになった。右会議構成員の総意をふまえて、貴委員会にたいし、労働委員会の本来の機能を回復するよう要請するとともに、当面の緊急に必要な措置としてつぎの点を実施されるよう強く申し入れるものである。

記

一、審理の促進について

(1)再審査申立の受付の時点において、命令交付に至るまでの期間目標(タイム・ターゲット)を設定すること。

(2)結審時に命令交付の期日(最終陳述書提出後三ヵ月以内の日)をあらかじめ指定すること。

二、審査体制の強化について

審査促進のために事務局体制を強化するべく、事務局職員の短期間の転任をやめて専門職として位置づけ、その事務処理能力を向上させること。

また、長期未済事件処理のため、臨時に事務局職員の増員をはかるなどの緊急措置を検討すること。

三、労委規則の遵守について

(1)緊急命令の申立については、訴提起後ただちに決定する(規則四七条)(2)初審の記録等により命令を発するに熟すると認められるときは、審問を経ないで命令を発する(規則五五條二項)

など労委規則を遵守、活用すること。

四、労働者の負担軽減について

(1)地方の事件について、現地調査、現地審問を実施すること。

(2)書類や書証の提出部数を大幅に減らすこと(当面、五部程度とされたい)。

(3)証言速記録を無償で、かつすみやかに(期日後二週間以内)交付すること。また、その体裁も読み易いものにする。

五、中労委対策会議との懇談会の開催について

以上の申し入れ事項および労働側からの要請事項について、貴委員会と中労委対策会議との間で「懇談会」を開催すること。

日本労働年鑑 第57集 1987年版

発行 1987年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1987年版(第57集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
